

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
21	A 権限 移譲	教育・文 化	大学設置認可に係る 事務・権限の移譲	大学設置認可の基準に地域貢 献等の項目を追加するとともに、 広域連合区域内に設置する大学 に関する認可権限の移譲を求 める。	【基本的な考え方】 大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加する とともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に関 する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間 は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対す る多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著し く少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生 のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。 東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時 代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学 の新規設置・充実が不可欠である。 地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連 合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献に よる地域創生の推進が可能となる。 【支障事例】 認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談とな るため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。	学校教育法第4条、第 95条 私立学校法第4条、第 8条 大学設置基準	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
22	A 権限 移譲	教育・文 化	地方大学の設置・充 実を図るための事務 ・権限の移譲	地方大学の新規設置・拡充がな される場合における補助金の補 助条件の見直しを行うとともに、 補助金交付事務の移譲を求め る。	【基本的な考え方】 地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しに よるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移 譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当 たって広域連合の意見を聴くしくみを設けることを求める。 【制度改正の必要性】 地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏 まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対す る多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著し く少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校 卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進 学している。 地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセン ティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の新 規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が 補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による 地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等 に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではない か、という意見も聴いている。	私立大学等経常費補 助金交付要綱 等	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
23	A 権限 移譲	教育・文 化	地方大学における留 学生対策の充実のため の事務・権限の移譲	地方大学による外国人留学生の 増加のための取組に対する補助 金の補助条件の見直しを行うと ともに、補助金交付事務の移譲 を求める。	【基本的な考え方】 地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。 【制度改正の必要性】 国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受け入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。 補助金制度に外国人留学生の受け入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。 大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。	私立大学等経常費補 助金交付要綱 等	文部科学省	関西広域連 合 (共同提案) 滋賀県、京 都府、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、鳥取 県、徳島県
246	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が管 理・運営を行う大学附 属学校の公立大学法 人への移管	地方公共団体が設置・運営する 大学附属学校について、当該地 方公共団体が設立する公立大 学法人に移管することが可能と なるよう、学校教育法及び地方 独立行政法人法を改正するこ と。	【提案の経緯・事情変更】 これまで公立大学と大学附属学校は一体的教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。 なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。 【支障事例等】 兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPring-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなったため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。 また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立てた上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。 【効果・必要性】 公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。	学校教育法 第2条、 附則第5条 地方独立行政法人法 第21条、第70条	総務省、文部科学省	兵庫県、新 潟県、鳥取 県、徳島 県、関西広 域連合

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
247	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和	地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。	【提案の経緯・事情変更】 公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。 【支障事例等】 公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るためと認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。 県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。 国立大学法人については、償還財源が賄い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでも無く、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。 【効果・必要性】 地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるのと同時に、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。	地方独立行政法人法第41条	総務省、文部科学省	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合
37	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)	高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。	【制度改正の必要性】 高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」とこととされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学しても、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。 このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。 【支障事例等】 県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。 また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱	文部科学省	愛知県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
41	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化	高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。	【制度改正の必要性】 本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員の主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。 当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。 なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人件費相当額については、措置されていない。 【支障事例】 受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専従して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。	高等学校卒業程度認定試験規則	文部科学省	愛知県
77	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報、住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省	豊田市 山都町

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
98	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならぬ実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳するところがあるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	九州地方知 事会
326	B 地方 に対する規制 緩和	土地利用 (農地 除く)	地域振興各法にお ける計画策定手続の簡 素化	条件不利地域等の振興を目的 に制定されたいわゆる地域振興 各法では、法律ごとに計画等を 策定する必要があるが、同一地 域で類似の計画等を複数定めな ければならない実態があるた め、各計画等策定手続きに関 し、以下の簡素化を図り、地方の 負担軽減を図ること。 ・計画記載項目の共通様式化に よる合理化 ・計画策定期が重複した場合 のスケジュール等の調整	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定 する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならぬ実態があるため、地方 の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で 類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大 な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響し かねない状況である。 特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要がある が、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳するところがあるほか、県・市 町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成 に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上 に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【懸念の解消策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。 また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することにな り、策定期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる 可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただ きたい。	過疎地域自立促進特 別措置法第5条、第6 条、第7条 山村振興法第7条、第 8条 特定農山村地域にお ける農林業等の活性 化のための基盤整備 の促進に関する法律 第4条 離島振興法第4条 半島振興法第3条、第 4条	総務省 国土交通省 農林水産省 経済産業省 文部科学省 厚生労働省 環境省	山口県 広島県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
118	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	通級による指導の対 象となる障害の種類 の見直し	知的障害を通級による指導の対 象に加える。	<p>【支障事例】 小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象 外である(平成25年10月4日付け25文科初第756号通知)ことから、個々の障害の状態等に応 じた特別の指導を受けることができない。 そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の 配慮を行っている。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 本県では、インクルーシブ教育システム構築という国の方針のもと、多様な学びの場の整備を進め ている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行 うことで平等な教育機会が確保できる。</p> <p>【制度改正による効果】 個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながる とともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。</p> <p>【制度改正の経緯】 通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ(平成4年3月30日)において、知的障害 については「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切で ある。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成18 年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされなかつ た。 平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判断 によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することとなった。 しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とさ れている。</p>	学校教育法施行規則 第140条	文部科学省	愛媛県
176	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	公立幼稚園における 設置者管理主義の規 制緩和	公立幼稚園へ指定管理者制度 を導入し、民間への委託を可能 とするよう、学校教育法第5条に 規定する設置者管理主義を規制 緩和するもの。	<p>【制度改正の経緯】 松江市立幼稚園の入園児数は激減し、半数以上の園では年齢別のクラス編成ができず就学前教 育としての経験が限定される状況である。 集団として十分な教育活動が可能な規模にするため、近くに幼稚園と保育所がある場合は、既設 の幼稚園の空スペースを活用し保育所との複合施設である幼保園を設置し、行革や民間活力の 活用という観点から指定管理者制度を導入し、保育所運営の実績を有する社団法人へ委託したい。 【支障事例】 学校教育法第5条に「学校の設置者は、その設置する学校を管理」と規定されているため、幼 保園は指定管理者制度を導入できない。 民間移譲の場合、移譲先は学校法人に限られ、松江市内に幼稚園経営を行う法人は少なく現実 的な手法とは考えられない。 公私連携幼保連型認定こども園へ移行した場合、社団法人への移譲は可能となるが、セーフティ ネットとして市が最終的な責任を負うことができない。また、認定こども園では、就労時間が月48時 間未満の就労等の場合でも長時間保育を利用できる市立幼保園独自のメリットが失われる。 【制度改正の必要性】 公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について、平成16年の中教審答申で、義務教育段 階では「特に慎重に検討」とされたが、幼稚園及び高等学校では「学校教育としての質の確保に十 分配慮しつつ、検討することが適当」とされた。 幼保一元化が推進される今日、本答申を踏まえると、幼稚園については、学校教育法第5条の規 定を検討し、見直されるべきものと考ええる。 【懸念の解消策】 平成16年中教審答申を基に、質の確保方策や市の責任の在り方等について条例等を整備して いく。</p>	学校教育法第5条	文部科学省	松江市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
179	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の設置等 の認可権限及び財源 の移譲	私立幼稚園の設置等の認可権 限及び財源について、指定都市 への移譲を求める。	<p>【制度改正の必要性・支障事例等】</p> <p>新制度移行後、施設給付を受ける私立幼稚園の確認権限(給付の実施主体)が市となっている 中、私立幼稚園の設置認可権限を有する府との間で、連絡調整の手間が生じている。 幼稚園は公立より私立の方が圧倒的に多く、保育所は公私立問わず市に設置認可等の事務権限 があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。 。</p> <p>【移譲による効果】</p> <p>本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付し ているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的 な制度を構築できると考えている。</p> <p>【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】</p> <p>指定都市市長会から提案を行ったが(管理番号:421)、「①平成27年度からの子ども・子育て支援 新制度への移行に関し、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及 ぼしかねない。」「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府県に一元化さ れている。」ことから、「対応不可」とされた。 しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大き な影響を与えるわけではなく、既に新制度が動き出したことに鑑みると、現時点では移譲に支障は ないと考えられる(新制度の施行自体が情勢変化である。)。 また、②については、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域の 子育て支援の充実等を推進する「子ども・子育て支援新制度」の目的を達成するためには、私立と いう括りではなく、幼児教育・保育という括りで捉える必要がある。</p>	学校教育法第4条第1 項第3号	文部科学省	京都市
329	A 権限 移譲	教育・文 化	私立幼稚園の認可権 限等の移譲	現在、道府県が行っている「私立 幼稚園の認可」、認可に必要な 答申を審議する「私立学校審議 会の設置運営」、私立幼稚園へ の「運営指導」及び「補助金交 付」にかかる事務の権限・財源を 指定都市に移譲。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への 移行促進や保育所持機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を 一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。</p> <p>【支障事例】</p> <p>(新制度下における市と県の権限のねじれ)</p> <p>新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う 給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事 務負担増だと捉えられる要因になっている。 認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画 の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者 である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離してい る。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】</p> <p>(設置者側の状況)</p> <p>幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の 設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。 (利用者側の状況)</p> <p>従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業 に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限が ないため、苦情内容を設置者に伝えるにとどまる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、 市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることの違い に対し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。</p>	私立学校法第9条、私 立学校振興助成法第 9条、学校教育法第4 条	文部科学省	横浜市

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
212	B 地方 に対する規制 緩和	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進捗、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 (参考) 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県經由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県 中国地方知事会 宮城県 三重県 日本創生のための将来世代応援知事同盟
323	A 権限 移譲	医療・福 祉	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考えられる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない。煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
210	B 地方 に対する 規制 緩和	その他	条例による事務処理 特例における知事へ の市町村長の要請の 規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3 項等の規定により、市町村長か ら都道府県知事に対し権限移譲 を要請する際の議会の議決の撤 廃	【現状】 地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事 に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう 要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定 がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。 【制度改正の必要性】 市町村長からの要請が行われないのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会 の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられ る。 都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が 必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要とな るため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村におい て事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。 このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。 また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議 決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失して いると考えられる。 加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村 議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要すること は、必要性が乏しいと言える。 【制度改正による効果】 この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削 減へとつながり、また、これまでは潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果 も期待される。	地方自治法第252条の 17の2第3項 地方教育行政の組織 及び運営に関する法 律第55条第6項	総務省 文部科学省	中核市市長 会
296	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	特別支援学校におけ る教職員以外の医療 職等の配置の緩和	特別支援学校における幼児・児 童・生徒の障害の重度化・多様 化への対応や地域センター的機 能の強化、就労支援の充実のた め、(1) 教員定数を用いて、医療 職や福祉職等、教員以外の職員 を定数配置化したり、(2) 特別支 援学校における教職員以外の医 療職等の配置を柔軟に行えるよ うにするため、標準化法にいう 「教職員」に看護師等の医療職 を含めるなど配置の緩和を図 る。	【具体的な支障事例】 本県の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加してい る。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から 支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理 学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教職員定数の中で任用を している。 神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内 で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっ ては定数内配置を行っているため、対応の充実を図ることで、一般教諭の定数を減らす状態となっ ている。 多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対 するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケース が報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門 職の任用についても教員定数で任用しているため、一般の教員定数を減じている状況である。 【地域の実情を踏まえた必要性】 特別支援学校では、障害の重度重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域セ ンター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を 教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医 療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員 以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。 また、特に看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であ り、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補 充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とする が、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時的任用が可能とな る。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關す る法律第2条第3項	文部科学省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
297	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	スクールカウンセ ラー及びスクールソ シヤルワーカーに係 る学校職員としての 位置づけ及び標準法 による定数化	スクールカウンセラー 及びスクールソシヤ ルワーカーを新たに 学校職員として位置 づけ、標準法におい て定数配置化する。	【具体的な支障事例】 スクールカウンセラー 及びスクールソシヤ ルワーカーは、いじめ 、暴力行為、不登校 などの児童・生徒の 問題行動等の未然防 止やその早期発見・ 早期対応という、教 育現場において重要 な役割をもっている にもかかわらず、現 在は、国庫補助金に よって一部財政措置 を受けているのみで 、地方での事業は、 国の交付決定額によ って影響を受けてい る。 【地域の実情を踏ま えた必要性】 スクールカウンセラー 及びスクールソシヤ ルワーカーの教育現 場における重要性に 鑑み、現在のような 補助事業ではなく、 新たに学校職員とし て位置づけ、標準法 で配置の適正化と雇 用の安定を図ること で、学校における相 談・支援体制をより 充実させる必要がある。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關 する法律第2条第3 項	文部科学省	神奈川県
298	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	教育支援センター (適応指導教室)の 専任教員に係る学校 職員としての位置づ け及び標準法による 定数化	教育支援センター (適応指導教室)の 専任教員を新たに 学校職員として位置 づけ、標準法により 定数配置化する。	【具体的な支障事例】 不登校児童・生徒が 学校生活を再開する ためには、専門的な 知識・経験を持ち、 児童・生徒の在籍校 と連携を図りながら 、相談や適応指導を 行う指導員を教育支 援センター(適応指 導教室)に配置する 必要があるが、当該 専任教員の給与につ いては、国の財政措 置はなく、地方への 負担が大きい。 【地域の実情を踏ま えた必要性】 不登校児童・生徒へ の取組の充実が求め られている中で、今 後ますます専任教員 の配置の必要性が高 まると考えられるこ とから、標準法に位 置づけ、配置の適正 化を図り、児童・生 徒へのよりきめ細か い対応を行う必要が ある。	公立義務教育諸学校 の学級編制及び教職 員定数の標準に關 する法律第2条第3 項	文部科学省	神奈川県

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名
	区分	分野						
309	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	学校医等について、 個人に限らず医療機 関等への委託等を可 能とする規制緩和	学校医、学校歯科医及び学校薬 劑師について、個人への委嘱に 限らず、医療機関等に学校医等 の派遣について委託等ができる よう学校保健安全法第23条の改 正を求めるもの。	【支障事例】 宮城県では、基本的には医師会を通じて閉業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合 病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いし ている。 しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があ り、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じて いる。 なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労 働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。 【制度改正の必要性】 総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことにより、地域差による学校医等の任命に係る 事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現する ことができる。	学校保健安全法第23 条 労働基準法第24条	文部科学省	宮城県
319	B 地方 に対する 規制 緩和	教育・文 化	JETプログラムの特に 優れていると認められ たALTの任用期間の 要件の撤廃	(財)自治体国際化協会が実施 するJETプログラムの特に優れ ていると認められたALTの任用 期間の要件を撤廃すること	現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5 年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて 再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。 【支障事例】 ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要す る。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必 ずしも英語専科教員が配置されないことから、校内の業務に支障をきたしている。 国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用して いる来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現 場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。 【地域の実情を踏まえた必要性】 学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の 継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでい た。 【制度改正による効果】 任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、 本県の子どもの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。 また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。 【想定される懸念の解消策】 任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるた め、人材固定化による弊害は極小と考えられる。 任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊 害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。	JETプログラム任用団 体マニュアル 募集要 項	総務省 外務省 文部科学省	福井県